

プーチン大統領就任演説・大統領令について

1. 大統領就任演説について

2012年5月7日、ウラジミール・プーチンは、第4代ロシア大統領（本人にとっては3期目となる）に就任した。

就任式で行われた大統領就任演説では、「現在、国の発展において新たなステージに入っており、今後の数年間がロシア連邦の来るべき何十年間の将来を形成する極めて重要なものである。」との認識の下、バルティック海から太平洋までの広大な国土の開発を行う決意を述べている。

また、「国民誰もが、自分自身の才能や活力を発揮できる機会や自由の保証された民主的な国家で生活できることを望んでいる。」と述べた後、「国民が、信頼の置ける、開放的な、正直で予想可能なパートナーとして世界が敬意を払う、成功を収めたロシア連邦で生活することを望んでいる。」と述べ、その実現のために、国民に団結や協力を求めている。

2. 大統領令について

2012年5月7日、プーチン大統領は、経政、外交などの政策の実行に関する11の大統領指令に署名を行った。ここでは、そのうち大統領府のホームページに公表された、「長期経済政策」、「外交政策」、「軍備政策」、「兵役政策」、「社会政策」、「科学と教育政策」、「行政システムの発展政策」についての大統領令を紹介する。

(1)「長期経済政策」に関する大統領令について

最初に、経済成長率の向上や、国民の実質的収入の増加、ロシア経済を技術のリーダーとすることを目指した経済政策の具体的な目標が挙げられている。

【長期経済政策指令で示された目標】

- ・2020年までに、25百万の高度に生産的な仕事を生み出し、近代化を図る。
- ・投資を、2015年までに少なくともGDPの25%まで、2018年までに少なくともGDPの27%まで引き上げる。
- ・高度の科学技術や、集中的な科学技術の分野のGDPに占める割合を、2018年までに2011年と比較して1.3%増加させる。
- ・労働生産性を、2018年までに2011年と比較して、1.5%増加させる。
- ・世界銀行によるビジネスの行いやすさの指標のランキングを、2011年の120位から、2015年に50位に、2018年に20位まで引き上げる。

この他に、公共資産の民営化の推進、公営企業の業績の分析や、政府や地方自治体の業績評価システムの導入、シベリアや極東地域の経済的な発展についての提案の起案を行うことについても指令が行われている。

(2)「外交政策」に関する大統領令について

ロシア連邦の長期的な発展や、経済の近代化、国際市場におけるイコールパートナーとしての地位の強化のために、望ましい外部環境を形成することを支援することや、そのために、BRICS 会議や、G20、G8、上海協力機構を含む、様々な形態の多国間外交を活用することが述べられている。

対象地域ごとでは、CIS（独立国家共同体）との多角的な協力や、融合過程の発展を、ロシアの外交政策の重要政策として認識することとする一方、EU とは、新たな戦略的な相互協力の枠組みにおいては、平等性と相互の利益を原則とすることを保守しながら、欧州の共通のエネルギーセクターの創設を目的として、相互に利益のあるエネルギーについてのパートナーシップを発展させることを指令している。

アジア太平洋地域に関しては、特に、東シベリアや極東の社会経済の発展の加速化の推進を目指した、地域統合に対するより広い関与を意識しており、中国との対等で信頼に基づいたパートナーシップや戦略的な協力、日本を含む太平洋地域の主要な国々との相互に利益のある協力を推進することを指令している。

アメリカ合衆国とは、二者間の協力を真に戦略的なレベルとすることを目的に、平等性、内政への不干渉、相互の利益の尊重の原則に則り、安定した予測可能な協力を確保する政策を追求することや、2010年4月8日に締結されたロシア連邦・アメリカ合衆国間の新 START の着実な遂行を保証することなどを指令している。

ロシア連邦の外務省は、2012年12月までに、ロシア連邦の新たな外交政策の構想を策定するよう指示されており、年末までにより具体的な構想が示される予定である。

(3)「軍備政策」に関する大統領令について

軍隊、他の軍隊、部隊、行政機関に、近代的な兵器や、軍事・特別技術を装備し、2020年までに70%の更新を行うことや、核抑止兵器、航空・宇宙防護体制、連絡網、防諜機関や管理システム、電子戦争、無人航空システム、ロボット攻撃システム、近代的な航空輸送、精密誘導兵器とそれへの対抗策、個別軍人防護システムなどを優先的に開発すること、ロシア連邦の戦略的な利益を防御するために北極海やロシアの極東地域における迅速で最強の海軍を発達させることなどが指令されている。

(4)「兵役政策」に関する大統領令について

軍人に対する住居や賃金の供給、退役軍人に対する毎年の年金支給額の増額、今後5年間で、軍役従事者に対する年間支給額を一人当たり少なくとも5万ルーブル引き上げることや、新たな訓練システムの構築に合わせた予備役の創設、学童の軍隊や愛国心教育のために、武道的なスポ

ーツを発展させることなどが指令されている。

(5)「社会政策」に関する大統領令について

2020年までに評価の高い労働者の数を、すべての労働者の少なくとも3分の1以上とすることや、2013年から2015年の間に身体障害者のために14,200の特別な職を創設すること、労働者の専門性のレベルを向上させることや、ロシアの文化を維持し発展させるため、毎年ロシアで出版される本の最低でも10%を国立電子図書館の蔵書とすることや、インターネットの情報ネットワークにおける公共の電子図書館や、美術館や劇場のウェブサイトの設置に対する補助、国民がインターネットにより著名な映画や演劇に無料でアクセスすることを保証することなどが指令されている。

(6)「科学・教育」に関する大統領令について

特に、ロシアにおける数学の向上についての構想の策定、政府の教育機関の評価のためのモニタリング、非効率な教育機関の廃止、学生にとって必要最低限の水準の奨学金の創設、才能のある子供や若者への助成、ロシアの代表的な大学の世界のトップの調査・教育機関に対する競争力を向上させること、幼稚園の利用可能性を高めることなどが指令されている。

(7)「行政システムの発展政策」に関する大統領令について

自主規制の機構の透明性を高めること、法律制定の調整のための影響を査定する手続きを向上させること、公共サービスとその実施のモニタリングの水準の設定における国民や機構のより広い参加を可能とすること、汚職に関与しそうな業務を行っている公共企業の職員や政府の職員の仕事ぶりを監視するしくみを導入することなどが指令されている。

3. 仮訳

「プーチン大統領就任演説」



ロシア連邦の大統領に就任するに当たり、私は、祖国に対する重い義務を自覚いたします。ロシア連邦の国益、安全保障や国民の繁栄は、今までもそうでありましたし、また今後についても、私にとっての最優先事項であります。私は、何百万人もの国民が私に与える信頼を正当化するためにあらゆることを行います。私は、私が最も重要で最も複雑な任務を解決するのに必要である励ましや協力を与えて下さる国家や国民のために捧げることが、自分自身の人生のすべての意義や目的であると考えております。

私たちは、私たち自身や、私たちの強さや能力を信じて、共に困難な道を歩んで来ました。私たちは、祖国を強化し、偉大な国家としての尊厳を取り戻しました。世界は、ロシア連邦が新たに蘇ったものと認識してきましたが、それは、国民の一人一人献身的な働きや、共通した努力など、個人的な貢献の結果であります。今日、私たちは、効率的で発展的な国家、安定した経済、社会基盤、そして活発で信頼できる市民社会など、私たちの発展や成長を持続するために必要とされるすべてのものを保有しています。私は、これらの財産は、ドミトリー・メドベージェフによるものと感謝いたします。彼は、大統領の任期中に、祖国が持続性と安定性を保ちながら発展を続けることを保証し、あらゆる生活の分野における近代化についての、新しい勢いを与えてくれました。彼は、これからも重大な役割ととても責任のある役割を負うこととなりますが、私は、彼の成功を祈念いたします。

私たちは、今、祖国の発展において新たなステージに入っています。そこでは、主に新たな水準の課題や、今までと異なる質やスケールの課題を解決することが求められます。今後の数年間は、ロシア連邦の来るべき何十年間の将来を形成する極めて重要なものとなります。私たちの将来の世代や国家の繁栄は、今日の私たち自身や、私たちの新たな経済や近代的な生活水準を築くことにおける実際の成果、国民を補助し家族を支える努力、バルティックから太平洋までの広大な国土の開発を行う決意、そしてユーラシア大陸における重心やリーダーになるための私たちの能力によって決まることを、私たち全員が認識すべきであります。

私たちが、一致団結して共に立ち上がり、国土を大切にし、国家の民主主義や法で定められた権利や自由を強化し、政府や国家の課題に対しての市民の参加を拡げることができれば、私たちは私たちの目的を達成することができます。これによって、私たち一人一人のより良い人生に対する願いというものが、私たちの国家の繁栄のための共通の努力に結びつくことができます。私たちが、様々な民族の文化や精神的な伝統、何世紀にも亘る歴史、我々の生活の道德上のバックボーンとなってきた価値などの揺ぎ無い基盤にしっかりと立ち、国家や家族や愛するものに対する信頼と愛情を認識し、子供の幸せや両親の快適な生活を心がけながら生活することができれば、確実に成功をおさめることができます。

私たちは、誰もが、自分自身の才能や労力や活力を適用できる機会や自由を保有できる民主的な国家で生活できることを望んでいます。私たちは、信頼の置ける、開放的な、正直で予想可能なパートナーとして世界が敬意を払う、成功を収めたロシア連邦で生活することを望んでいます。私は、私たちの共通のゴールと理想の強さや、私たちの国家の改革に対する決意、国民の団結した努力、私たちの共通した自由や真実や正義に対する希望を信じております。私たちは、前途にある試練や偉業に対して準備ができています。ロシア連邦には、偉大な過去と偉大な未来があります。私たちは、心に信念を持ち、誠実さと純粋な意思を持って取り組もうではありませんか。

4. 仮訳 大統領令

(1)「国家の長期経済政策について」の大統領令

本大統領令は、着実に永続的な経済成長率の向上や、国民の実質的収入の増加、ロシア経済を技術のリーダーとすることを目指すものである。

政府は、以下の目標を達成するための手段を講じるよう指令を与えられた。

- ・ 2020 年までに、25 百万の高度に生産的な仕事を生み出し、近代化を図る。
- ・ 投資を、2015 年までに少なくとも GDP の 25% まで、2018 年までに少なくとも GDP の 27% まで引き上げる。
- ・ 高度の科学技術や、集中的な科学技術の分野の GDP に占める割合を、2018 年までに 2011 年と比較して 1.3% 増加させる。
- ・ 労働生産性を、2018 年までに 2011 年と比較して、1.5% 増加させる。
- ・ 世界銀行によるビジネスの行いやすさの指標のランキングを、2011 年の 120 位から、2015 年に 50 位に、2018 年に 20 位まで引き上げる。

社会や経済の発展をめざした戦略的な計画について、政府は、以下の指令を与えられた。

- ・ 前述の目標を達成するために、2018 年までの政府の活動の基本方針や、2030 年にかけての長期の社会や経済の発展の見通しについて、2012 年 12 月 1 日までに承認する。
- ・ 2012 年 10 月 1 日までに、政府の戦略的計画や、戦略的な統治や予算の計画方法の調整についての連邦法の素案を承認し、議会に提出する。
- ・ 2012 年 12 月 1 日までに、健康促進、教育の発展、ロシアの文化、国民への社会福祉、科学や技術の発展、交通システムの発展などを含む、主要な連邦の事業を承認する。

予算や課税政策を向上させ、予算支出や政府調達をより効率的にするために、以下の指示が行われてきた。

- ・ 石油や天然ガスの収入についての予算や、準備金や国民福祉基金の利用や管理に用いられる仕組みに関する連邦法の素案を作成する。
- ・ 特定の分野のビジネスについての、会計報告や必要な報告を単純化する。
- ・ 国や地方自治体が、10 億ルーブルを超える商品や仕事やサービスを購入するに当たり、事前に公開議論を行うことを義務とする。

民営化や、公共資産管理の向上の分野において、政府は、以下の指令を与えられた。

- ・ 2012 年 11 月 1 日までに、今までに計画されていた公共資産の民営化計画や、2011 年から 2013 年に予定されていた公共資産の民営化計画を見直し、2016 年までに資源以外のセクターにおいて国営会社を無くすことを目標に、公共資産の民営化計画や、2014 年から 2016 年までの主要な公共資産の民営化計画を承認する。ただし、これらは、自然独占企業や軍事的

な企業には適用しない。

- ・2012年11月1日までに、政府が50%以上株式を保有している企業や、政府が単独の株主である企業、またはこれらの企業によって統制されている企業の株式の取得に対する制限に関する法律や規制を改定すること。
- ・2012年11月1日までに、政府が50%以上株式を保有している企業に、コアでないビジネスに関する資産を整理する計画を起案させ履行させること。
- ・2013年3月1日までに、連邦の航空会社、連邦の造船会社、高度技術の工業製品を開発し、製造し輸出する政府系の企業を含む、公営企業の業績の分析を完了する。これは、これらの企業の経営を改善し、関連するセクターにおける国の開発計画と関係させ、これらの企業を、国際的な航空製造、造船、情報、宇宙技術といった特別な分野のマーケットリーダーとするために行われる。

営業行為の行い易さを向上させるために、与えられた指令は以下である。

- ・ある分野の国の規制においてビジネスを行うために必要な手続きにかかる時間やコストを削減すること。
- ・連邦政府の執行機関や地方自治体の業績を評価するシステムを導入すること。
- ・公共部門の管理や、技術的な専門家、技術者を教育または再教育すること。また、海外の優秀な専門家をロシアに呼び込むこと。
- ・国や地方公共団体のレベルで、企業家の権利のためのオンブズマンの組織を設立すること。
- ・国家が関与するすべての大規模投資が行われる事業について、技術面や費用面の公監査を強制的に履行すること。
- ・単純に商業的な利益のみを追求するような業種以外の業種の中堅のビジネスを対象として、ロシア国内で行われる投資事業の実施のために、国の保証を供与すること。
- ・国や地方自治体の道路建設の入札に、海外の企業が参加できるメカニズムを創造すること。
- ・商事紛争を解決するための刑事的な訴訟を行うことを避けるために、法律を改定すること。
- ・裁判所の判決を履行するために、独立性や客観性の原則の遵守を確保すること。

経済の近代化や発展に関する指令は、以下である。

- ・2013年7月1日までに、開発力や競争力のある産業、例えば、航空機製造業の開発、宇宙部門の開発、製薬・医療産業の開発、造船業の開発、電子・無線電子産業の開発に関する国の計画や、農業や農業市場の統制に関する国の計画を承認し、必要があれば、主要な産業分野の近代化や開発に適合させること。
- ・2012年7月1日までに、遠隔地への交通路線の開発も含む、シベリアや極東地域の経済的な発展についての提案を起案して示すこと。

地方自治体は、大統領令を遂行するために関係する連邦行政と協力するよう指令された。

(2)「外交政策を実行する方策」についての大統領令

本大統領令は、現実主義や透明性の原則、新しい多元的な国際関係のシステムを創造するための様々な方向性のある手法により、ロシア連邦の首尾一貫した外交政策を実行することを目指したものである。

ロシア連邦の外務省や、地方公共団体の首長は、以下の指令を与えられた。

- ・ロシア連邦の長期的な発展や、経済の近代化、国際市場におけるイコールパートナーとしての地位の強化のために、望ましい外部環境を形成することを支援すること。
- ・国際関係において法の支配による行使を求めること、平等やお互いの統治権や領土の保全の尊重に基づいた、国際紛争における国際連盟の指導的役割や、国家間の友好関係の発展に必要とされる国際連盟憲章の基本原則を支持すること、国際的な平和と安全の維持に関する国連安全保障理事会の第一の責任を認識すること、そして、国連の平和維持活動に対するロシア連邦の関与を拡げること。
- ・BRICS 会議や、G20、G8、上海協力機構を含む、様々な形態の多国間外交を活用すること。
- ・大量破壊兵器の拡散・輸送、国際的テロ活動、麻薬売買、組織的犯行、地域紛争を含む国際的な挑戦や脅威に対抗する国際的協力を振興すること。

以下は、CIS（独立国家共同体）のメンバーとの関係に関して与えられた指令である。

- ・CIS との多角的な協力や、融合過程の発展を、ロシアの外交政策の重要政策として認識すること。
- ・将来の発展に向けて、社会経済、人道主義、法律の執行などの分野において、CIS のメンバーとの多面的な協力を、首尾一貫して遂行すること。
- ・2011年10月18日に締結した自由貿易地域契約の履行を推進すること。
- ・国家連盟の枠組みの中で、ベラルーシーと、国境を越えた協力を行うこと。
- ・関税連盟やロシア連邦とベラルーシーやカザフスタンとの間の共通経済空間の枠組みの中で、ユーラシアの統合を推進し、2013年1月1日までにユーラシア経済同盟の設立に貢献すること。この方策は、EEC（ユーラシア経済地域）の主要メンバーや、独立した共和国にも適用され、国際会合における新たな統合連合としての地位を支えることにもなる。

- ・共同安全保障条約機構と、現代的な変化や脅威に対して素早い対応を行うという機構の機能を強化し、機構の枠組みの中で国際政策協調を推進すること。

ロシア連邦の外務省は、EU に関して、以下の指令を与えられた。

- ・大西洋から太平洋にわたる共通の経済圏と居住空間を創設するための戦略的な目的の実現を約束させる。
- ・EU との間で、短期間の旅行に対する入国ビザの相互廃止について合意を求める。
- ・ロシアと EU の間の新たな戦略的な相互協力の枠組みにおいて、平等性と相互の利益を原則とすることを保守する。
- ・近代化政策のための相互協力の効率的な実施に貢献する。
- ・二国間や多国間の契約上の義務を遵守しつつ、欧州の共通のエネルギーセクターの創設を目的として、相互に利益のあるエネルギーについてのパートナーシップを発展させること。

アジア太平洋地域に関連する指令は、特に、東シベリアや極東の社会経済の発展の加速化の推進を目指した、地域統合に対するより広い関与を意識している。これは、中国との対等で信頼に基づいたパートナーシップや戦略的な協力、ベトナムやインドとの戦略的な協力、そして、日本、韓国、オーストラリア、ニュージーランド、そのほかの太平洋地域の主要な国々との相互に利益のある協力を推進することである。

外務省は、アメリカ合衆国に関して、以下の指令を与えられた。

- ・二者間の協力を真に戦略的なレベルとすることを目的に、平等性、内政への不干渉、相互の利益の尊重の原則に則り、安定した予測可能な協力を確保する政策を追求する。
- ・質の高い貿易や経済協力を増やし、米露の大統領間の取り組みを拡げ、一定した無条件の原則に則った、二国間貿易について、平等で差別のない条件を確保することに最大の注意を払う。
- ・ロシアの企業や国民に対する、アメリカ合衆国による一方的な領土外の制裁を防ぐために活発に活動する。
- ・より自由なビザ制度を獲得するために、積極的に発案を行う。

- ・2010年4月8日に締結されたロシア連邦・アメリカ合衆国間の新 START の着実な遂行を保証する。
- ・戦略的攻撃兵器の一層の削減についての対話は、国際戦略の安定性に影響するすべての要素を考慮するという範囲の中でのみ可能であるとの原則の下で取り組む。
- ・アメリカ合衆国による地球規模のミサイル防御システムの創造に対しては、ロシアの核兵器に対するものでないことについての確かな保証を求めるというロシアの見解を理解させる。

欧州大西洋地域に関連する指令も与えられている。これには、国際法に則った、対等で不可分の欧州大西洋地域の安全保障体制の構築、安全と戦略的安定性の分野におけるロシアの利益を考慮することや、国際法の基本的な原則を尊重することに用意ができていた北大西洋条約機構との関係を発展させること、参加国全ての利益のために欧州の安全機構や企業を相互協力の効率的な機構に変換することの発案を推進すること、欧州諸国のために共通の法体系を強化している欧州評議会の活動を支援することが含まれている。

大統領令には、ラテンアメリカ諸国やカリブ海諸国との関係を深めることや、ロシアとアフリカ諸国との伝統的な友好関係を発展させることも含まれている。

指令は、中東や北アフリカを含む、危機的状況についても懸念している。

外務省は、ロシア・NATO 協議会の枠組み同様、集団安全保障機構や上海協力機構などのメンバーと共に二国間協議ベースで、アフガニスタンイスラム共和国に、平和で、独立した民主的な国家を築き上げる援助を行うこと、政治的・外交的な方策によって、イランの核開発にかかる紛争の解決策を追求すること、16カ国協議の枠組みの中で北朝鮮の核問題の平和的な解決を推進することを指令された。

指令は、大陸棚を含むロシアの国境の国際法的ステータスも意識している。これには、北極圏における多様な協力を強化すること、南極条約機構に定められた手続きや仕組みを効率的に用いることも含めて、南極におけるロシアの存在を維持し拡張すること、国際市場においてロシアの商業的利益を守ることが含まれている。

さらに、指令は、国際的な人道主義者の結びつきについても尊重している。

政府は、外務省や、経済発展省、独立国連邦事項にかかる連邦の政府機関、海外滞在のロシア国民、国際的人道主義機構の人材を強化するための構想を策定するよう指示されている。

ロシア連邦の外務省は、2012年12月までに、ロシア連邦の新たな外交政策の構想を策定するよう指示されている。

(3)「軍事力の発展と軍産複合体の近代化計画の実行」についての大統領令

ロシア連邦政府は、以下を指令された。

- ・ 軍隊、他の軍隊、部隊、行政機関に、近代的な兵器や、軍事・特別技術を装備し、2020年までに70%の更新を行うこと。
- ・ 核抑止兵器、航空・宇宙防護体制、連絡網、防諜機関や管理システム、電子戦争、無人航空システム、ロボット攻撃システム、近代的な航空輸送、精密誘導兵器とそれへの対抗策、個別軍人防護システムなどを優先的に開発すること。
- ・ ロシア連邦の戦略的な利益を防御するために、北極海やロシアの極東地域における迅速で最強の海軍を発達させること。

指令は、以下についても関連している。

- ・ 国の軍備政策を描くために、今後30～50年間の国家安全に対する脅威に対抗する、新たな分析システムや戦略計画を構築すること。
- ・ 軍備調達方法を変更すること。

(4)「兵役政策の発展」についての大統領令

ロシア連邦政府は、軍人に対する住居や賃金の供給、退役軍人に対する毎年の年金支給額の増額、今後5年間で、軍役に就いている者に対する年間支給額を一人当たり少なくとも5万ルーブル引き上げることなどについて、指令を与えられた。

指令には、以下が含まれている。

- ・ ロシア連邦の地方機関や、地方自治体に移管すべき土地で、現在軍隊に所属しているものについて一覧表を作成し、移管を実施すること。
- ・ 強制兵役制度の威信や魅力を向上させるために、ロシア連邦の法律を改正し、高等教育を受ける権利、国務への就職における優遇措置、将来の管理者候補に含めること、強制兵役としてロシアや外国で学んだ者に対して高等教育を受けたものに対して与えられるものと同様の助成を与えることなどを行うこと。

- ・ロシア連邦の軍隊や、他の軍隊、部隊、新たな経済情勢下でロシア連邦の発展のために創設された行政機関や特別組織のための動員要員の蓄積や、新たな訓練システムの構築に合わせた、予備役を創設すること。

学童の身体の発育と共に、軍隊や愛国心教育のために、武道的なスポーツを発展させる。

(5)「国家の社会政策の実施のための方策」についての大統領令

本大統領令は、政府の社会政策の更なる向上を目指したものである。

政府は、2020年までに評価の高い労働者の数を、すべての労働者の少なくとも3分の1以上とすることや、2013年から2015年の間に身体障害者のために14,200の特別な職を創設すること、労働者の専門性のレベルを向上させること、様々なグループに対する賃金の引き上げすることを求められた。

政府は、組織の運営に対する雇用者の関与を増加させることを目的として、2012年12月1日までに、組織の労働審議会の設定に関する法律改定に関する提案を行い、自主管理的な組織と職業倫理規定を発展させる一式の方策を作成することを求められた。

また、社会的志向の非営利団体への支援を増加させることや、長期に亘る年金システムの開発方策を描くことも求められている。

政府は、ロシアの文化を維持し発展させるため、2015年までに小規模の都市に少なくとも5つの開発センターを設立することを求められた。これには、毎年ロシアで出版される本の最低でも10%を国立電子図書館の蔵書とすることや、インターネットの情報ネットワークにおける公共の電子図書館や、美術館や劇場のウェブサイトの設置に対する補助、国民がインターネットにより著名な映画や演劇に無料でアクセスすることを保証することなどが含まれる。

指令は、文化や芸術家、才能のある若者に対する補助金や奨学金、文化や芸術において国家的に重要な事業へのサポート、小さな市や町の美術館や展覧会場で展覧するために、ロシアの代表的な美術館から集められる移動可能な作品群を創設すること、バーチャル美術館の創立、地方で開催される展覧事業の数を増やすこと、才能のある子供や若者を探し出してサポートすることについても触れている。

国とは別に地方自治体に対しても指令が与えられている。

(6)「科学と教育の国家政策の実施」についての大統領令

本大統領令は、経済革新の要求に対応できる良質の専門家の育成し、今後の科学や教育についての国家政策を向上することを目指している。

ロシア政府に対する教育に関する指令は、特に、ロシアにおける数学の向上についての構想の策定、政府の教育機関の評価のためのモニタリング、非効率な教育機関の廃止、学生にとって必要最低限の奨学金の創設、才能のある子供や若者への助成、ロシアの代表的な大学の世界のトップの調査・教育機関に対する競争力を向上させること、幼稚園の利用可能性を高めることなどが含まれている。

科学の分野においては、指令は、国家の調査基金を 2500 億ルーブルまで増加させることにより、研究開発費を GDP の 1.77% とすること、ロシアにおける長期間にわたる基礎研究プログラムの導入、科学のウェブサイトにおける国際的な科学文献の総数に占めるロシアの研究公表の割合を増加させることが含まれている。

ロシア連邦の地方の執行機関に関して、政府が受けた指令には、特に、幼稚園の業績や、中等後教育にあたえられる資格についての多機能のセンターの設立などが含まれている。

政府は、全国規模の労働組合や代表的な大学と協力しながら、ロシア科学アカデミーや国際的な専門家の参加を得て、特に経済、法律、経営、社会学の分野における高度な教育プログラムの的確性の認定に関する提言を行うよう指令されている。

(7)「行政システムの発展」に関する大統領令

本大統領令は、行政システムの発展に関するものである。

ロシア連邦政府は、政府のサービスの供給における具体的な性能指標の達成を指令された。

本指令は、法律の制定や、オンラインによる一方通行の情報収集も含む公開議論の結果についての情報の公開も対象としている。これには、自主規制の機構の透明性を高めること、インターネットにより国民から寄せられる提案の公表のための条件を整えるためにロシア公共連携の概念を受け入れること、法律制定の調整のための影響を査定する手続きを向上させ、執行機関における公共審議会の形成のための新たな仕組みを整えることにより公共サービスとその実施のモニタリングの水準の設定における国民や機構のより広い参加を可能とする一方、公共サービスの供給に従事する公務員に対する一層の教育や、公共サービスにたいする新規の人事政策の導入、汚職に関与しそうな業務を行っている公共企業の職員や政府の職員の仕事ぶりを監視するしくみを導入などにより、地方の年度予算を増やすことなどが含まれている。

以上